

○防衛省告示第三十四号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百号）第四条の規定に基づき、静浜飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、平成二十五年八月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年一月三十日

防衛大臣 田中 直紀